

四国中央市公共施設等総合管理計画 個別施設計画 (供給処理施設編)

平成 30 年 3 月

令和 3 年 3 月改訂

令和 5 年 2 月改訂

四国中央市



所管課
生活環境課

第 1 章 個別施設計画策定の趣旨

1 個別施設計画策定の背景等

四国中央市は、平成16年4月1日に2市1町1村が合併して誕生しましたが、公共施設等は、合併前の旧市町村が個別の視点でサービスの提供を目的として設置したものがほとんどです。そのため、市内に同類の施設が各地域にあり、逆に特定の地域にしか設置されていない施設があるなど、適正な配置がなされているとは言えないのが現状です。

また、少子高齢化の進展による人口減少問題をはじめ、それに伴う生産人口の減少による税収の減少や扶助費の高止まり等により地方財政が厳しい中、これまでに整備してきた公共施設等が一斉に改修・更新時期を迎えており、多額の費用が必要になると見込まれています。

このような背景から、公共施設等を取り巻く現状や課題等を客観的に把握・整理するとともに、長期的な視点を持って施設の長寿命化や複合化・集約化、機能転換等も含め、適正配置と有効活用及び財政負担の軽減・平準化を図り、将来に負担を残さない行財政運営を実現していくことを目的とし、平成28年度、四国中央市公共施設等総合管理計画（以下「管理計画」という。）を策定しました。

今後は、管理計画で示された基本的な方針に基づき、公共施設等マネジメントを推進していくための実行計画として、施設類型別ごとに個別施設計画（以下「個別計画」という。）を策定していきますが、本計画は、ごみ焼却施設・リサイクル施設、火葬場、し尿処理施設を対象として策定します。

2 個別計画策定の目的

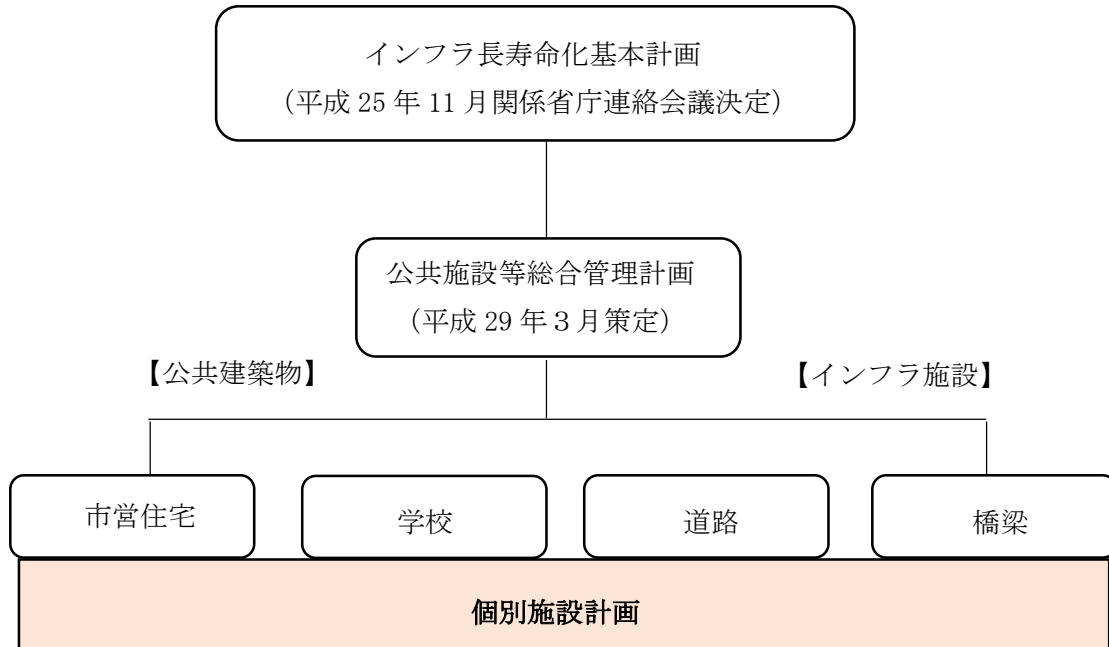
（1）安心・安全な施設づくり

公共施設等を計画的に維持管理していくためには、大規模改修や修繕、定期点検等が必要です。さらに、多くの施設が建設後30年以上経過し、今後は更新費用の増大も見込まれています。公共施設等を適切に維持管理していくため、施設総量を市の財政状況に見合った数へと抑制しつつ、今後も存続させるべき施設の長寿命化を図りながら安心・安全な施設づくりを目指します。

（2）時代の要請に対応した施設づくり

機能転換や複合化・集約化などにより施設の総量を抑制しつつ、存続すべき施設は更新の際に質をさらに充実させ、効率的・効果的なサービスの提供等により、時代の要請に対応した公共施設等へと再構築し、持続可能な市政の実現と継続的な行政サービスの提供を図ります。

【公共施設等マネジメント推進計画の体系図】



【管理計画と個別計画の関係】

公共施設等総合管理計画 2017～2056 (40 年間)		個別施設計画
◆基本方針 ・施設等の現況、将来の見通し及び課題 ・マネジメントの 5 つの原則等 ※1 期 (10 年) ごとに見直し	◆分野別施設方針 ・施設の耐用年数満了期を把握し、検討 ・再編の方向性を決定する ※1 期 10 年 (前期・後期) × 4 期 ※毎年、データを更新する ※個別施設計画の内容を反映させる。	◆基本計画 ◆実施計画 ※事業実施時に計画 (計画策定、設計、施工等) ※各担当部署が作成・実施
◆ガイドライン【職員向け】 ・再編の実施方針を具体的に展開するためのマニュアル ※1 期 (10 年) ごとに見直し	◆施設カルテ ・施設情報を共有し、施設の評価を行う ※毎年、各担当部署がデータを整備 ※公共施設マネジメント担当課がマネジメント	

3 個別計画の内容

個別計画は、管理計画に基づき、個別施設ごとの具体的な対応方針を定める計画として、点検等により得られた施設の状態や、また、維持管理・更新時に係る対策の優先順位の考え方、対策の内容や実施時期を定めるものです。なお、維持管理・更新等に係る対策としては、次の点検、修繕・更新の機会を捉えた機能転換、用途変更、複合化・集約化、廃止・撤去、耐震化等です。

4 個別計画の期間

個別計画の期間は、公共施設等の寿命が数十年に及び中長期的な視点が不可欠であることや、また、管理計画の期間が40年間であることから、2017年度から2056年度までの40年間とします。

なお、計画のローリングについては、10年間ごとに見直しを行うとともに、歳入減や扶助費等の増、制度変更等が生じた場合は、適宜見直しを行うこととします。

第2章 市内の供給処理施設の状況

1 供給処理施設の役割

(1) ごみ焼却施設・リサイクル施設

ごみ焼却施設・リサイクル施設は、廃棄物処理法に定める一般廃棄物処理施設として、市内で発生する家庭ごみを受け入れ、適正に処理する役割を果たしています。

(2) 火葬場

火葬は遺体を葬るための葬法のひとつで、遺体を自然還元させるために行うものであり、火葬場は、社会生活や衛生上の観点から、高温焼却することにより遺体を骨灰化させること、遺体の安定化、減容化及び無害化を図るための役割を果たしています。

(3) し尿処理施設

し尿処理施設は、廃棄物処理法に定める一般廃棄物処理施設として、し尿及び浄化槽汚泥等を処理し、公共用水域へ放流する役割を果たしています。

2 供給処理施設の現状や課題

(1) ごみ焼却施設・リサイクル施設

ごみ焼却施設・リサイクル施設は、クリーンセンターにおいてごみ焼却場とリサクルプラザの2施設に分けて稼動しています。ごみ焼却場では燃やすごみを焼却し、リサイクルプラザでは燃やさないごみや粗大ごみ、資源ごみを選別し、資源化を行っています。両施設とも、老朽化が進んでおり、長寿命化への計画的な対応が必要です。

(2) 火葬場

市内の火葬場は、平成 24 年に新宮火葬場を廃止し、現在、川之江斎苑、伊予三島斎場、土居斎苑の 3 施設で 10 基の火葬炉を稼動しているところですが、それぞれの施設が老朽化してきているため、早急に建物のメンテナンスを行う必要があります。また、火葬炉設備についても同様であり、現状のままではトラブルが発生し、市民の生活に影響を及ぼすことが想定されるため、早期の更新が必要です。

(3) し尿処理施設

市内のし尿処理施設は、平成 26 年に伊予三島清掃センターを休止し、現在、アイ・クリーン、エコトピアひうちの 2 施設が稼動しているところですが、両施設ともに老朽化が見られ始めてきていることから、早急に建物のメンテナンスを行う必要があります。また、設備についても、老朽化が見られ始めてきていることから、早期の更新が必要です。

3 供給処理施設の情報

(1) ごみ焼却施設・リサイクル施設

NO	施設名	地域	運営	建築年度	構造	耐用年数	延床面積 (㎡)	処理能力
①	クリーンセンター (リサイクルプラザ)	三島	委託	1996 (H8)	ALC 造 (一部 RC 造) 3 階 (地下 1 階)	31	3,613	破碎処理 32t/日 粗大 : 8.8t/日 不燃 : 11.7t/日 資源 : 11.5t/日
②	クリーンセンター (ごみ焼却場)	三島	委託	1999 (H11)	RC 造 (一部 S 造) 6 階 (地下 1 階)	38	工場棟 6,560 計量棟 22	連続燃焼式 150t/日

※ 1 耐用年数は、財務省令「減価償却資産の耐用年数等に関する省令 (昭和 43 年 3 月 31 日大蔵省令第 15 号)」を参考に記載したもので、使用可能期間を示すものではありません。

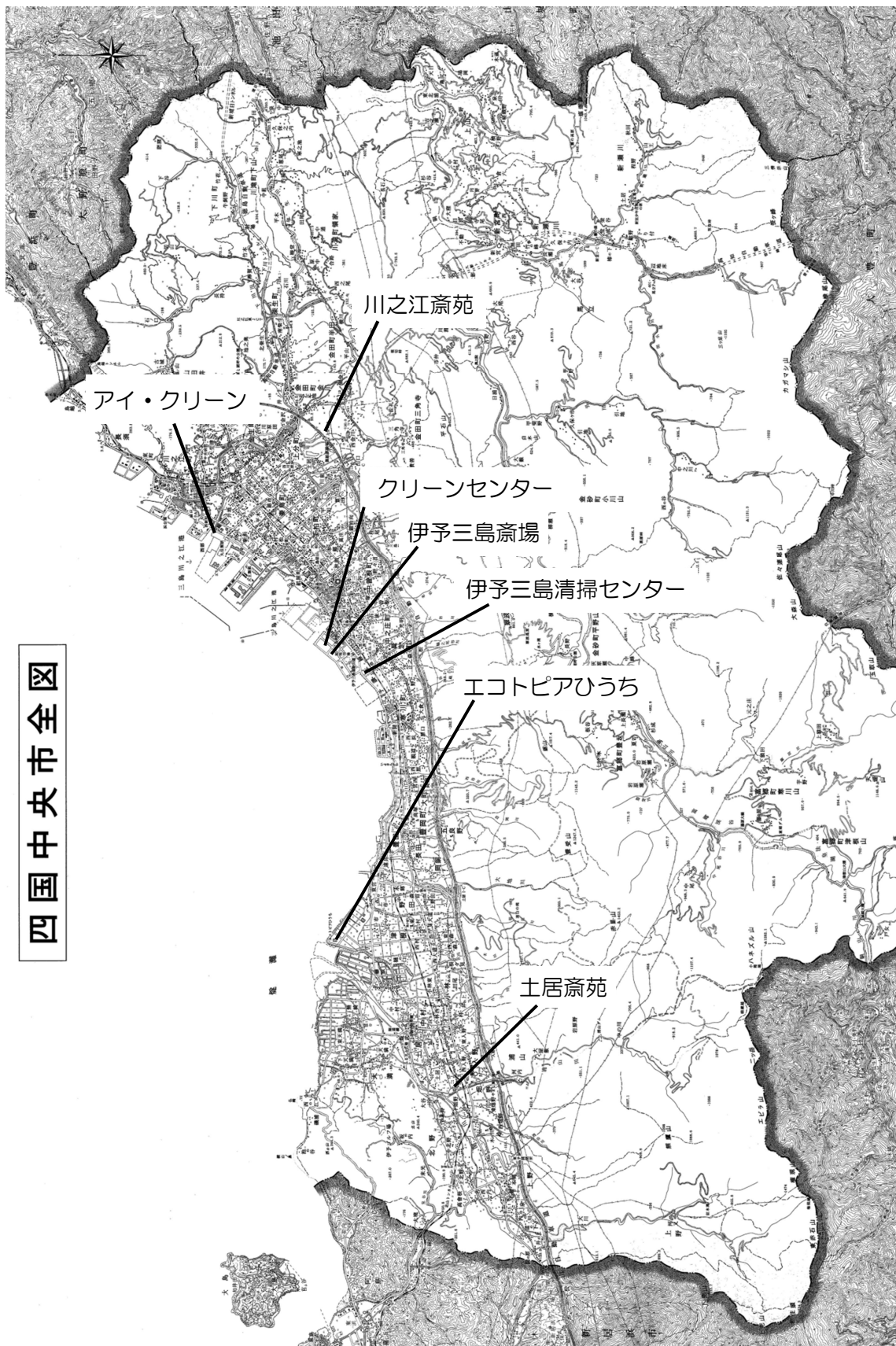
(2) 火葬場

NO	施設名	地域	運営	建築年	構造	耐用年数	延床面積 (㎡)	設備
①	川之江斎苑	川之江	委託	1995 (H7)	RC 造 1 階	50	1,382	標準炉 3 基、大型炉 1 基、汚物炉 1 基
②	伊予三島斎場	三島	委託	1989 (H元)	RC 造 1 階	50	1,172	標準炉 3 基、大型炉 1 基、汚物炉 1 基
③	土居斎苑	土居	委託	2005 (H17)	RC 造 1 階	50	1,344	大型炉 2 基

(3) し尿処理施設

NO	施設名	地域	運営	建築年	構造	耐用年数	延床面積 (㎡)	処理能力
①	アイ・クリーン	川之江	委託	1993 (H5)	RC 造 3 階 (地下 1 階)	38	1,223	膜分離式高負荷脱窒素処理方式 35 kl/日
②	エコトピアひうち	土居	委託	2000 (H12)	RC 造 2 階 (地下 1 階)	38	2,415	膜分離式高負荷脱窒素処理方式 33 kl/日
③	伊予三島清掃センター (休止中)	三島	委託	1983 (S58)	RC 造 2 階 (地下 1 階)	38	2,309	低希釈二段活性汚泥処理方式 40 kl/日

4 供給処理施設の市内配置図



図全 市中 央 四 国

第3章 施設の財政状況及び利用・処理状況

1 財政状況

(1) ごみ焼却施設・リサイクル施設

※平成28年度決算による

NO	施設名	収入 (千円)	支出 (千円)	固定資産台帳評価	
				減価償却費 (円)	残存価格 (円)
①	クリーンセンター (リサイクルプラザ)	103,174	603,356	429,953,400	366,256,600
②	クリーンセンター (ごみ焼却場)			(工場棟) 628,022,160 (計量棟) 10,361,670	(工場棟) 740,217,840 (計量棟) 8,108,330

(2) 火葬場

※平成28年度決算による

NO	施設名	収入 (千円)	支出 (千円)	固定資産台帳評価	
				減価償却費 (円)	残存価格 (円)
①	川之江斎苑	131	35,795	11,778,600	341,579,400
②	伊予三島斎場	137	35,478	9,249,397	212,736,281
③	土居斎苑	11,750	25,220	6,137,600	233,228,800

(3) し尿処理施設

※平成28年度決算による

NO	施設名	収入 (千円)	支出 (千円)	固定資産台帳評価	
				減価償却費 (円)	残存価格 (円)
①	アイ・クリーン	0	59,522	645,840	9,065,680
②	エコトピアひうち	142	67,785	1,762,020	35,305,660
③	伊予三島清掃センター (休止中)	2	10,905	783,187	4,351,558

2 利用・処理状況

(1) ごみ焼却施設・リサイクル施設

※平成 28 年度数値による

NO	施設名	処理量／年 (t)	処理量 1 t あたり のコスト (円)
①	クリーンセンター (リサイクルプラザ)	3,649	17,863
②	クリーンセンター (ごみ焼却場)	30,127	

(2) 火葬場

※平成 28 年度数値による

NO	施設名	利用者数／年 (人)	利用者 1 人あたり のコスト (円)
①	川之江斎苑	18,132	1,967
②	伊予三島斎場	16,461	2,147
③	土居斎苑	8,904	1,513

(3) し尿処理施設

※平成 28 年度数値による

NO	施設名	処理量／年 (kl)	利用者 1 kl あたり のコスト (円)
①	アイ・クリーン	9,168	6,493
②	エコトピアひうち	10,021	6,751
③	伊予三島清掃センター (休止中)	—	—

第4章 施設の評価

1 1次評価（基礎評価）

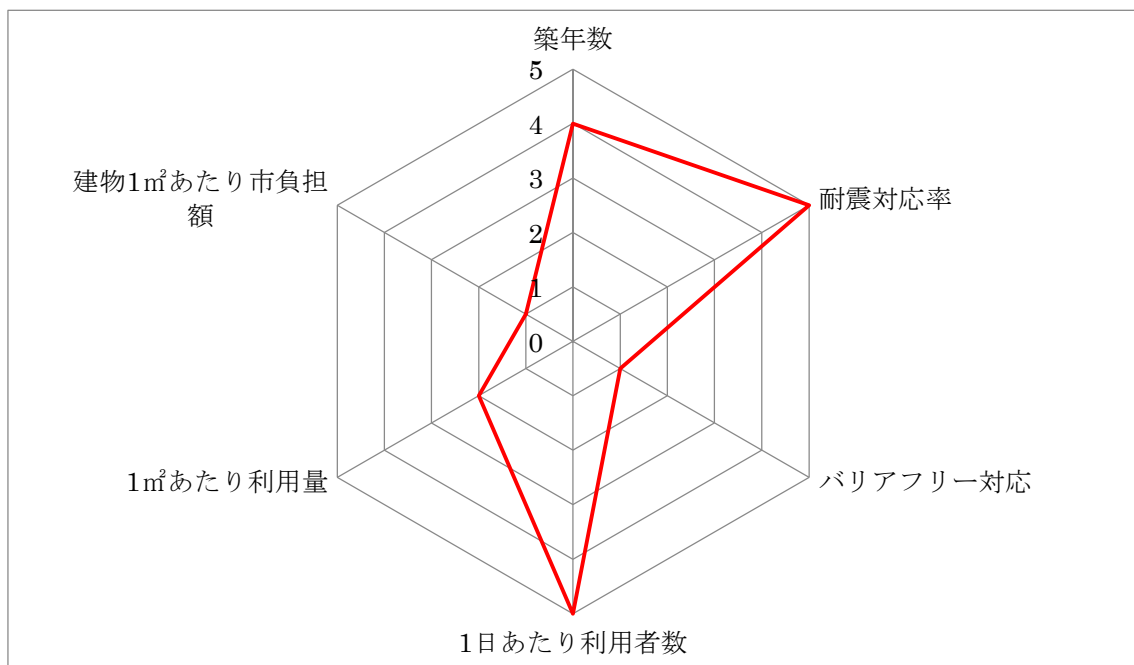
1次評価（基礎評価）は、まず建物の品質及び供給と財務状況の視点から施設の課題を把握するため、管理計画策定の際に整備した施設カルテの情報に基づき、1次評価指標を下表のとおり設定し、レーダーチャートで分析しました。

【1次評価指標一覧】（施設用途（大分類）毎の平均評価に対する相対評価）

大項目	中項目	評価項目（各5点）
建物の品質	築年数	経過年数を点数化
	耐震対応率	耐震対応済の延床面積÷延床面積
	バリアフリー対応	バリアフリー対応項目数
サービス	1日あたり利用者数	年間利用者数÷日数
	1㎡あたり利用量	年間利用者数÷延床面積
	建物1㎡あたり市負担額	市負担額÷延床面積

（1）ごみ焼却施設・リサイクル施設

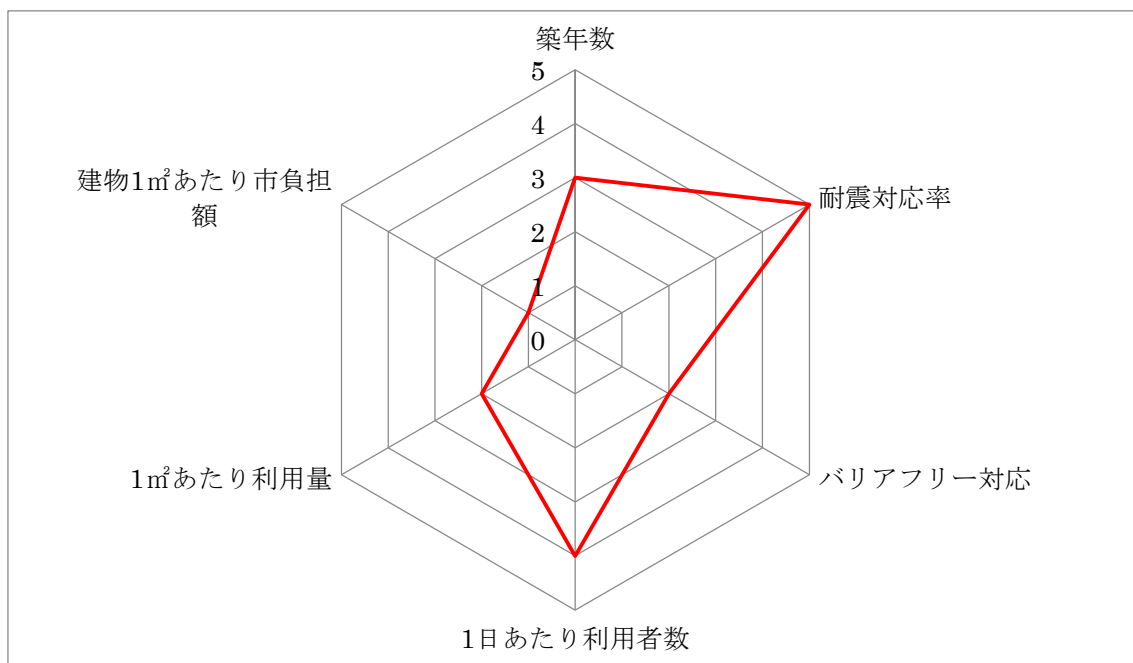
① クリーンセンター（リサイクルプラザ・ごみ焼却場）



評点：建物の品質評価 10 点 サービス評価 8 点

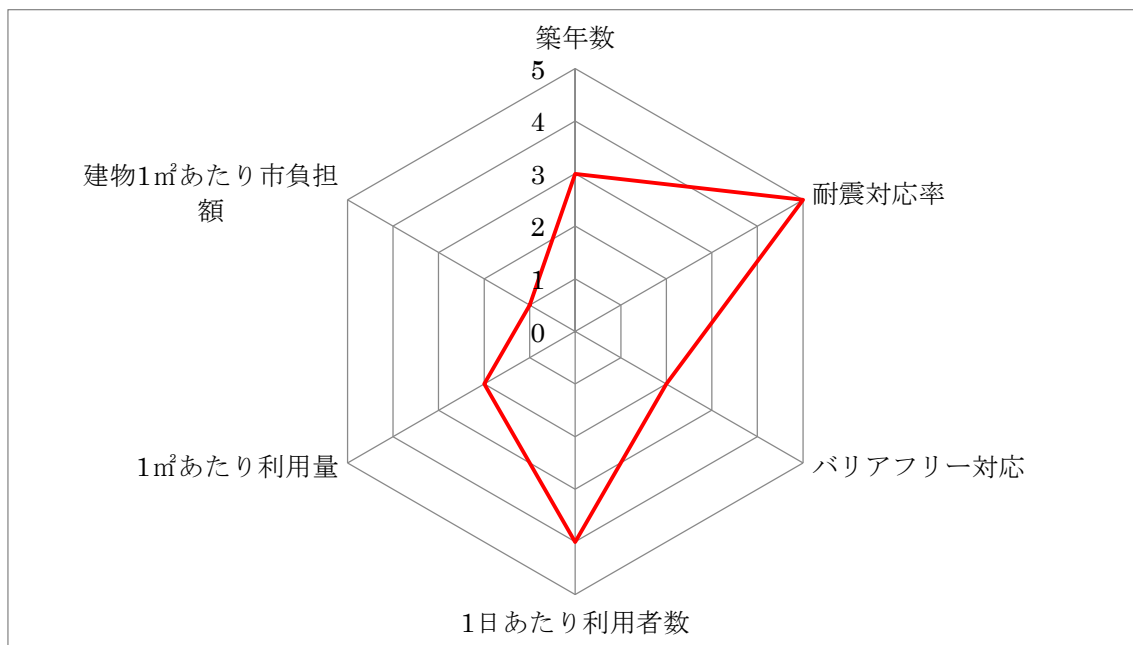
(2) 火葬場

① 川之江斎苑



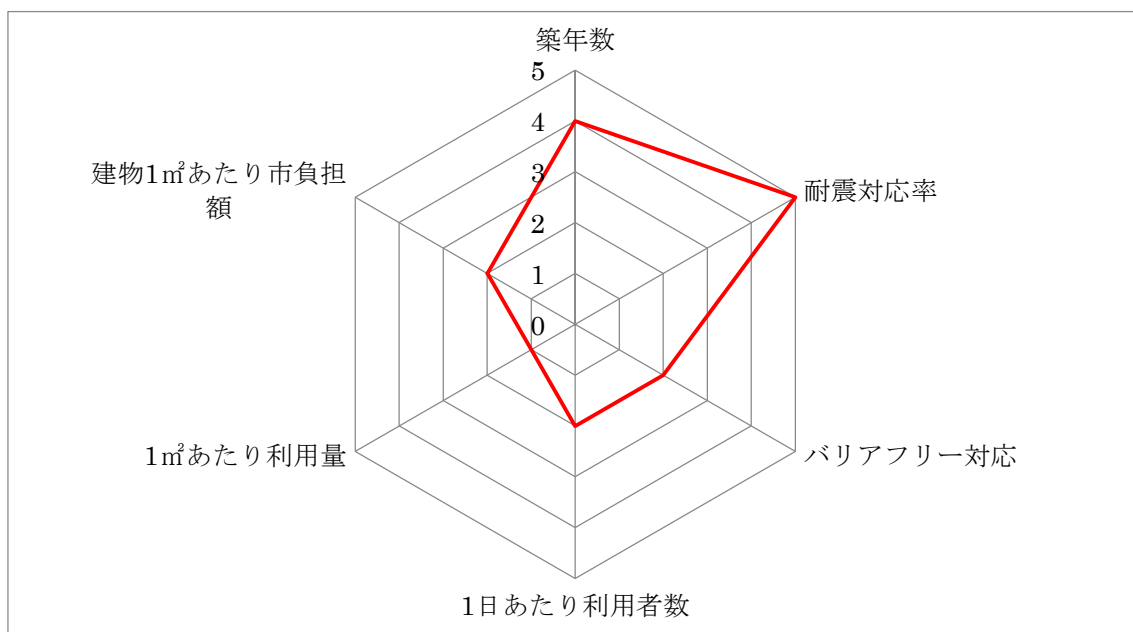
評点：建物の品質評価 10 点 サービス評価 7 点

② 伊予三島斎場



評点：建物の品質評価10点 サービス評価 7 点

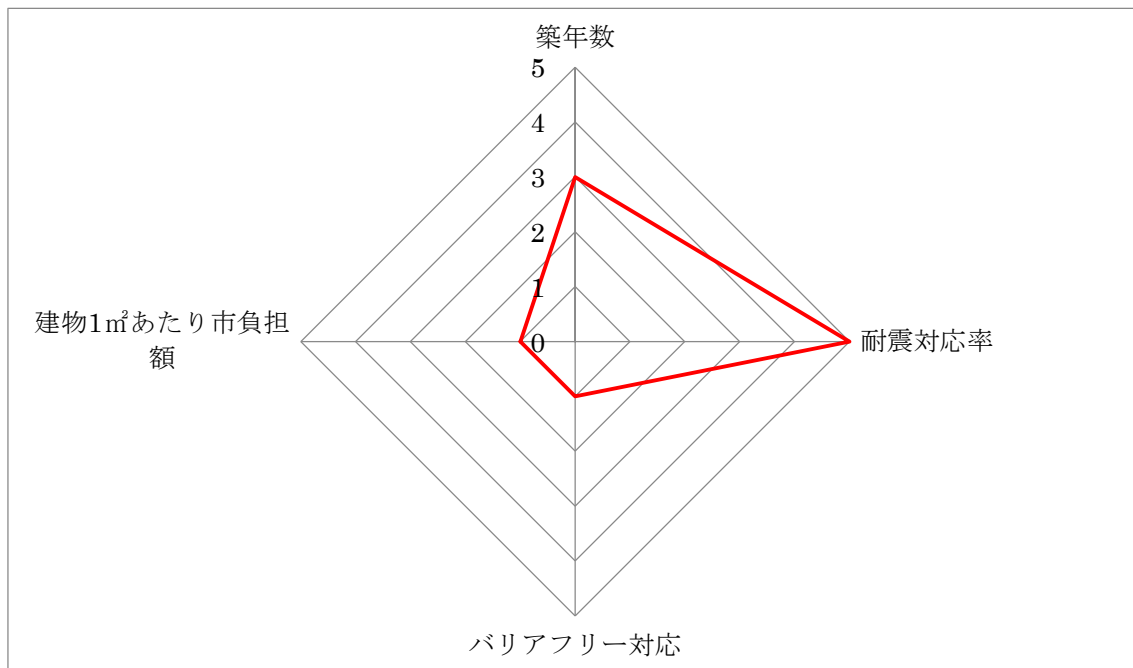
③ 土居斎苑



評点：建物の品質評価11点 サービス評価 5 点

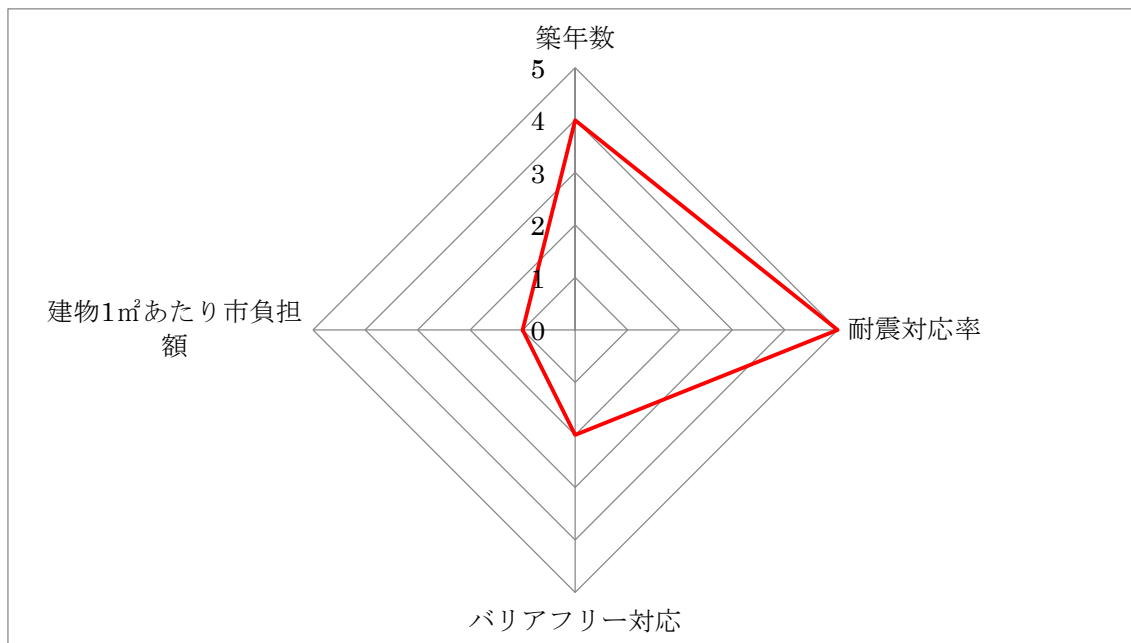
(3) し尿処理施設

① アイ・クリーン



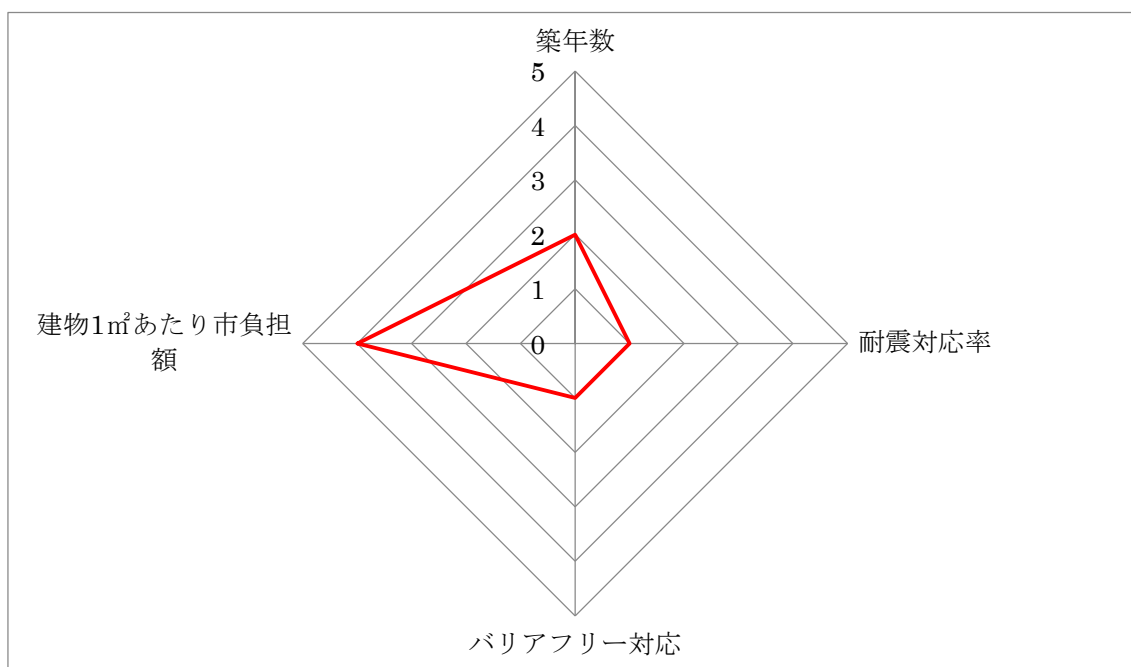
評点：建物の品質評価 9 点 サービス評価 1 点

② エコトピアひうち



評点：建物の品質評価11点 サービス評価 1 点

③ 伊予三島清掃センター



評点：建物の品質評価 4 点 サービス評価 4 点

次に、レーダーチャートの結果をA、B、C、Dの4段階評価としてポートフォリオで表しました。なお、評価結果のイメージは下表のとおりです。

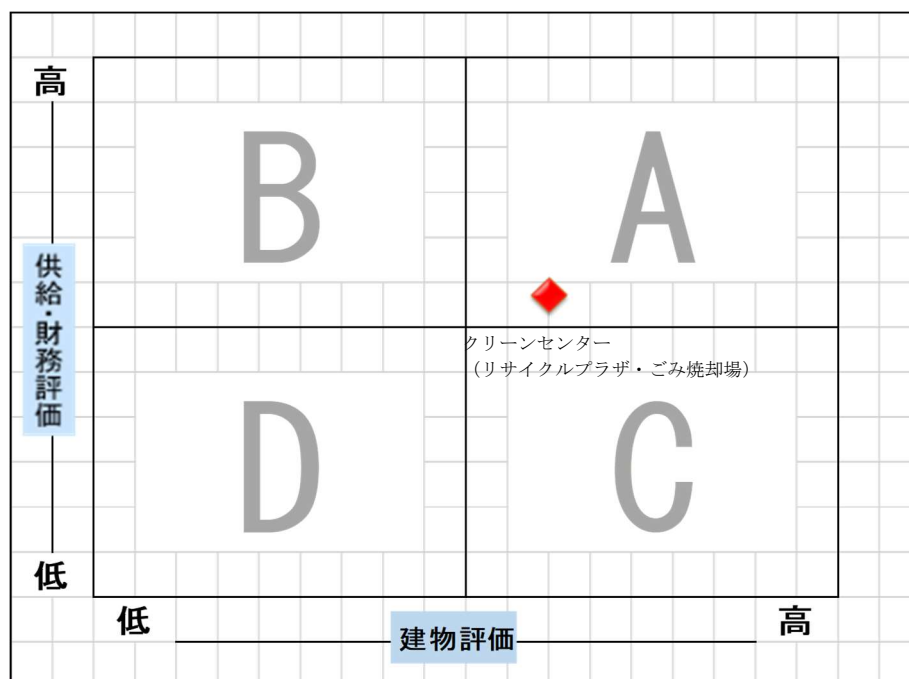
【1次評価（基礎評価）の結果分類表】

供給・財務評価	高	B 建物の品質：平均点未満 サービス：平均点以上 サービスの評価は高いものの、品質の評価が低い施設⇒建物見直し検討	A 建物の品質：平均以上 サービス：平均以上 建物の品質及びサービスの評価がいずれも高い施設⇒継続検討
	低	D 建物の品質：平均点未満 サービス：平均点未満 サービスと品質の評価がいずれも低い施設⇒機能・建物見直し検討	C 建物の品質：平均点以上 サービス：平均点未満 建物の品質の評価が高いものの、サービス評価が低い施設⇒機能見直し検討
		低	高

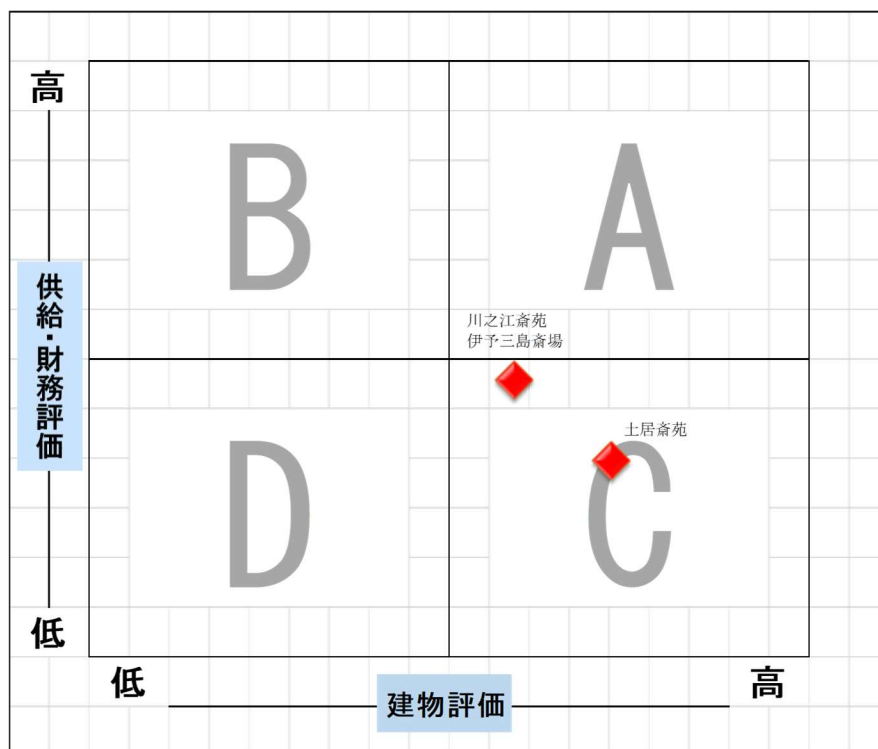
建物評価

【1次評価（基礎評価）結果】

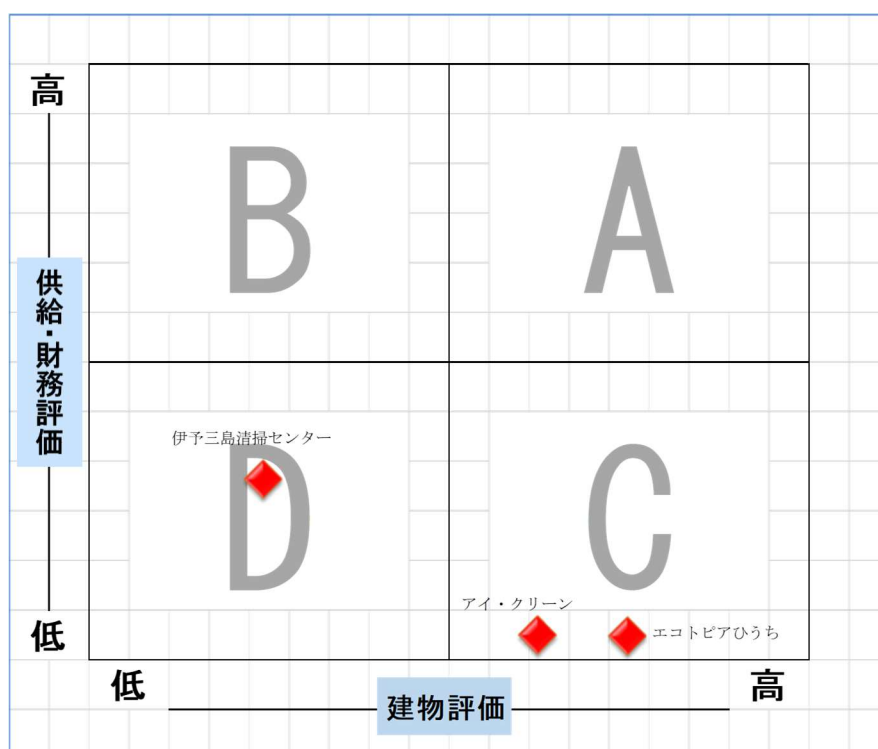
(1) ごみ焼却施設・リサイクル施設



(2) 火葬場



(3) し尿処理施設



2 2次評価

1次評価に勘案されていない定性的な要素（公共性、有効性、代替性）について、下表の2次評価指標に基づき2次評価を行いました。

【2次評価指標一覧】（評点：30点）

大項目	中項目	評価項目（各3点）
1.公共性	(1) 公益性	①設置目的の意義は低下していないか ②利用実態は設置目的に即しているか
	(2) 必需性	①市の施策を推進するうえでの必要性は高いか ②法律等により設置が義務付けられている施設か
2.有効性	(1) 利用度	①過去3年間の利用者数の推移はどうか ②今後の利用者数の見込みはどうか
	(2) 互換性	①施設の利用実態から利用圏域はどうか ②近隣に同種、同類の機能を備える施設は存在するか
3.代替性	(1) 民間参入の可能性	①民営化が可能な施設か ②管理運営において、民間事業者のノウハウが活用できる施設か

【2次評価結果】ごみ焼却施設・リサイクル施設

施設名	評価結果の概要	評点
クリーンセンター （リサイクルプラザ）	本市の家庭から排出される、燃やさないごみ、資源ごみ（ペットボトル、瓶、缶）、粗大ごみを処理する役割を果たしている市内唯一の施設であり、公益性及び有効性は非常に高いと判断します。また、代替性については、当該施設の管理運営には専門的な技術・知識を要することから、今後も継続的に民間事業者のノウハウを活用した施設の管理運営が求められます。	25点
クリーンセンター （ごみ焼却場）	本市の家庭から排出される、燃やすごみを焼却処理する役割を果たしている市内唯一の施設であり、公益性及び有効性は非常に高いと判断します。また、代替性については、当該施設の管理運営には専門的な技術・知識を要することから、今後も継続的に民間事業者のノウハウを活用した施設の管理運営が求められます。	25点

【2次評価結果】火葬場

施設名	評価結果の概要	評点
川之江斎苑	当該施設は、人生終焉の場として公共性及び有効性が高く、とりわけ有効性は、市内東部住民にとっての立地優位性や今後の火葬需要を考慮すると非常に高い施設と判断します。代替性については、今後も、専門的な技術や知識を有する民間事業者のノウハウを活用した管理・運営が求められます。	23 点
伊予三島斎場	当該施設は、周辺住民にとって立地優位性が高いだけでなく、本市の中央部に位置していることから、東部西部両域の火葬対応を補完する機能を持っており、公共性、優位性共に非常に高い施設と判断します。代替性については、今後も、専門的な技術や知識を有する民間事業者のノウハウを活用した管理・運営が求められます。	23 点
土居斎苑	当該施設は、市内で唯一葬祭場を備えた火葬場であり、民間葬祭場の少ない西部地域の地域性に対応した、公共性及び優位性が非常に高い施設と判断します。代替性については、今後も、専門的な技術や知識を有する民間事業者のノウハウを活用した管理・運営が求められます。	23 点

【2次評価結果】し尿処理施設

施設名	評価結果の概要	評点
アイ・クリーン	現在、本市東部地域のし尿を処理する拠点施設として一翼を担っており、公共性及び有効性は非常に高いと判断します。また、代替性については、当該施設の管理運営には専門的な技術・知識を要することから、今後も継続的に民間事業者のノウハウを活用した施設の管理運営が求められます。	23 点
エコトピアひうち	現在、本市西部地域のし尿を処理する拠点施設として一翼を担っており、公共性及び有効性は非常に高いと判断します。また、代替性については、当該施設の管理運営には専門的な技術・知識を要することから、今後も継続的に民間事業者のノウハウを活用した施設の管理運営が求められます。	23 点
伊予三島清掃センター	現在休止中のため、単に処理量で判断すると公共性や有効性は低いと判断されますが、現状では緊急時におけるし尿処理の停滞を回避するための緊急措置施設として利用する可能性があることから、公共性や有効性はあると判断します。また、本施設の管理手法は、継続的な運転管理や機能保全は行わないため、代替性に求める民間活力導入等の可否は、検討の対象外とします。	19 点

1 長寿命化の必要性

これまでの公共施設等の老朽化に対する対策は、建替えが一般的でしたが、今後は、現在の施設の総量に対し、施設の改修・更新にかけられる予算が限られていることから、建替えによる老朽化対策から転換し、施設を計画的に維持保全して長寿命化を図ることにより、単年度の建替えコストを軽減していくことが必要です。

施設の長寿命化と管理計画で示した施設の総量縮減施策を併行して進めていくことにより、改修・更新費用の縮減を図る必要があります。なお、これらのコスト縮減の取り組みの下、必要な施設整備に優先順位をつけ、中長期的な視点により計画的な保全・更新を行うことにより、財政負担の平準化を図り、適切な公共施設等の整備を実施していく必要があります。

2 長寿命化に必要な計画的保全

これまでは、施設の機能が著しく低下した場合は、建替えれば良いという考え方があり、建物更新に予算の重きが置かれていたため、壊れたら直す＝事後保全が中心でしたが、一定の性能水準を保ちながら長く使っていくためには、建物の使用年数を考慮したうえで、適切な措置を行う計画的保全が必要です。

従来の「古くなったら建替え」「故障したら直す」から計画的な保全予算の確保に大きく転換する必要があります。

また、今後、長期間使用すべき施設ではない施設に大規模な改修を実施することは合理的ではないため、施設量の縮減を見据えた保全計画が必要となります。

3 長寿命化の方針

前述の考えに基づき、今後も使い続ける供給処理施設の長寿命化を持続的に実現し、将来の改修・更新費用を軽減していくための基本的な方針を定めます。

(1) 目標耐用年数の設定

供給処理施設の長寿命化を実現するため、一般的な建築物の耐久性や施設の状況等を考慮しつつ、適した目標耐用年数を定めます。

一般的に建物の耐用年数とは、建物が使用に耐えなくなるまでの年数を言い、実際の使用年数は、建物の性能や管理状況等により変わります。鉄筋コンクリート造りの施設の躯体における物理的な耐用年数は、「建築物の耐久計画に関する考え方」（日本建築学会）の中で、一般的な公共施設等で50～80年と試算されています。

本市の公共施設等の目標耐用年数は、上限値の80年と設定していますが、供給処理施設

については、焼却や汚泥処理時における建物への熱・薬品などによる影響、また、各施設設備等の耐用年数から、目標耐用年数を短縮し 60 年と設定します。

(2) 改修周期の設定

目標耐用年数まで建物を使用することを前提とし、計画的保全を実施するため定期的な改修を行います。なお、改修の規模（鉄筋コンクリート造等）は下表のとおりです。

中規模改修	竣工後 20 年目（目標耐用年数が 80 年の場合は 60 年目も実施）を目途に実施する改修で、屋上防水や外壁補修、設備機器の更新等を行います。主に建物の機能回復を目的とします。
大規模改修 （長寿命化改修）	竣工後 30 年～40 年目を目途に実施する改修で、中規模改修の項目に加えて、給排水管の更新、空調ダクトの更新、躯体の中性化対策等を行います。主に施設の延命を目的とします。

4 各施設の残存年数及び躯体の状況等

(1) ごみ焼却施設・リサイクル施設

NO	施設名	建築 年度	耐用 年数	目標使用 年数	経過 年数	残存 年数	躯体の状況 （特殊建築物 定期調査より）
1	クリーンセンター （リサイクルプラ ザ）	1996 (H8)	31	60 (2056)	26	34	・外壁躯体の劣化及び損傷（外壁躯体のクラック） ・室内に面する躯体の劣化及び損傷（内壁躯体のクラック）
2	クリーンセンター （ごみ焼却場）	1999 (H11)	38	60 (2059)	23	37	・外壁躯体の劣化及び損傷（外壁躯体のクラック等） ・室内に面する躯体の劣化及び損傷（内壁躯体のクラック）

(2) 火葬場

NO	施設名	建築 年度	耐用 年数	目標耐用 年数	経過 年数	残存 年数	躯体の状況 (特殊建築物 定期調査より)
1	川之江斎苑	1995 (H7)	50	60 (2055)	27	33	屋根の劣化及び外 壁の爆裂により雨 漏りの発生
2	伊予三島斎場	1989 (H元)	50	60 (2049)	33	27	屋根の劣化及び外 壁の爆裂
3	土居斎苑	2005 (H17)	50	60 (2065)	17	43	屋根の劣化及び外 壁の爆裂により雨 漏りの発生 (H29 年度改修工事实 施)

(3) し尿処理施設

NO	施設名	建築 年度	耐用 年数	目標耐用 年数	経過 年数	残存 年数	躯体の状況 (特殊建築物 定期調査より)
1	アイ・クリーン	1993 (H5)	38	60 (2053)	29	31	・外壁躯体の劣化 及び損傷 ・室内に面する軀 体の劣化及び損傷
2	エコトピアひうち	2000 (H12)	38	60 (2060)	22	38	・外壁躯体の劣化 及び損傷 ・室内に面する軀 体の劣化及び損傷
3	伊予三島清掃セン ター	1984 (S59)	38	—	—	—	休 止 中

5 保全部位における改修の優先度及び周期

躯体のうち、延命化及び安全性の向上につながる外部に面する部位や、主要な設備部材など、建築物の性能や機能を維持するうえで重要となる部分を保全対象部位として下表のとおり選定し、同表の改修周期に基づき計画的な修繕・更新を行い、ライフサイクルコストの縮減を図ります。また、部位ごとの優先対応度による保全の分類を設定します。

なお、改修周期は、「平成 17 年版建築物のライフサイクルコスト（一般財団法人 建築保全センター編集発行）」を参考に、これまでの改修工事の実績等を勘案して設定します。ただし、建築部位の劣化は、施設周辺の環境や利用者による使用頻度等の状況により異なることから、定期的な点検等により外観上の劣化や損傷を確認したうえで、計画的に対応を行います。

【表 1-1】優先対応度による保全の分類

優先対応度	部位ごとの保全の分類
A	建築物への影響が大きいいため計画保全とすべき部位
B	点検時の不具合の状況により、故障や停止する前に計画保全を行うことが望ましい部位
C	劣化や故障等が発生した時点での保全対応で足りる部位

【表 1-2】ごみ焼却施設・リサイクル施設保全対象部位

工種	対象部位	具体的内容	優先対応度	改修周期
建築	屋根	屋上防水、屋根葺材等	A	15～30 年
	外部仕上げ	外壁（シーリング含む）	A	15～40 年
	外部建具	金属製建具、シャッター	C	15～40 年
	内装仕上げ	室内（床・壁・天井仕上げ）塗装等	C	15～40 年
電気	受変電設備	配電盤、開閉器、高圧ケーブル	A	25～30 年
	非常用電源設備	自家発電装置	A	30 年
	受入監視設備	トラックスケール、計量システム	B	30 年
	機器制御設備	シーケンサ、インバータ等	A	15～20 年
	計装機器設備	流量計、温度計等	B	15～25 年
	防災設備	自動火災報知装置、非常警報設備	B	15～20 年
	中央監視設備	監視制御装置	B	10～15 年
機械	破碎切断設備	回転破碎機、粗破碎機、切断機等	B	15～30 年
	圧縮機設備	鉄・アルミ圧縮機、ペットボトル圧縮機	B	15～20 年
	搬送設備	搬送コンベヤ、返送コンベヤ等	B	15～20 年

工種	対象部位	具体的内容	優先対応度	改修周期
機械	給排水設備	給水管、排水管、ポンプ等	B	15～20 年
	換気・排煙設備	換気設備、送風機、排煙機等	C	15～40 年
	消火設備	屋内消火栓、スプリンクラー、消化ポンプ	B	15～30 年
	空気調和設備	エアコン等	B	15～30 年
	昇降機設備	エレベーター	B	25～30 年

【表 1-3】火葬場保全対象部位

工種	対象部位	具体的内容	優先対応度	改修周期
建築	屋根	屋上防水、屋根葺材等	A	15～30 年
	外部仕上げ	外壁（シーリング含む）	A	15～40 年
	外部建具	金属製建具、シャッター	C	15～40 年
	内装仕上げ	室内（床・壁・天井仕上げ）塗装等	C	15～40 年
電気	受変電設備	配電盤、変圧器、コンデンサ	B	25～30 年
	非常用電源設備	自家発電装置	B	30 年
	防災設備	自動火災報知装置、非常警報設備	B	15～20 年
	中央監視設備	監視制御装置	B	10～15 年
機械	空気調和設備	冷温水発生機、冷却塔、エアコン等	B	15～30 年
	給排水衛生設備	給水管、排水管、ポンプ、衛生器具	C	15～30 年
	換気・排煙設備	換気設備、送風機、排煙機等	C	15～40 年
	消火設備	屋内消火栓、スプリンクラー、消化ポンプ	B	15～30 年

【表 1-4】し尿処理施設保全対象部位

工種	対象部位	具体的内容	優先度対応	改修周期
建築	屋根	屋根防水、屋根葺材等	A	15～30 年
	外部仕上げ	外壁（シーリング含む）	A	15～40 年
	外部建具	金属製建具、シャッター、雨水樋	C	15～40 年
	内装仕上げ	室内（床・壁・天井仕上げ）塗装等	A	15～40 年
電気	受変電設備	気中開閉器、高圧ケーブル、断路器等	A	25～30 年
	受入監視設備	トラックスケール、データロガ	B	30 年
	中央監視設備	データロガ、シーケンサ、UPS	B	15～20 年
	機器制御設備	シーケンサ、インバータ等	A	15～20 年
	計装機器設備	流量計、液位計、PH 計、UV 計等	B	15～25 年
	防災設備	火災報知器、消火器	C	10～15 年
機械	受入貯留設備	破碎機、前処理機械、投入ポンプ棟	B	5～10 年

工種	対象部位	具体的内容	優先度対応	改修周期
機械	水処理設備	一次・二次処理設備、凝集分離設備、二層ろ過設備、活性炭処理設備、消毒設備	B	3～15年
	汚泥処理設備	処理設備、乾燥焼却設備、堆肥化処理設備	B	3～15年
	脱臭設備	酸アルカリ洗浄塔、活性炭脱臭塔、臭気ファン	B	10～15年
	取排水設備	プロセス用水ポンプ、雑排水ポンプ等	B	10～15年
	空気調和設備	有圧換気扇、エアコン	C	15～30年
	水槽	受入槽、貯留槽、反応槽等	A	25～40年

6 保全部位の故障等の影響及び保全の手法

(1) 建築

ア 屋根（共通）

屋根は、屋上防水層や屋根葺材等により構造躯体や室内への雨水等の浸入を防ぎます。構造躯体に比べ寿命の短い防水層等が劣化すると、防水効果が薄れ漏水を引き起こし、構造躯体の劣化・損傷、さらには内部の損傷につながります。そのようなことから、漏水を未然に防ぐため、計画的な改修を実施していきます。

イ 外部仕上げ（共通）

外壁は、年月の経過に伴い、仕上げ材のタイルのひび割れや建具まわりのシーリングの劣化等により漏水し、構造躯体の劣化や室内の仕上げ材及び設備機器の損傷を招きます。また、建物に付属する看板等も経年劣化します。

外壁のタイルやモルタル及び看板等の落下により、人や物を傷つける危険性があるため、計画的な改修を実施していきます。

ウ 外部建具（共通）

外部建具等は、建物の使用頻度や利用状況により老朽化が異なりますが、日常の使用による不具合や作動状況により不具合の確認が可能であるため、発見された損傷や故障の状況に基づき随時対処していきます。

エ 内装仕上げ（共通）

室内の内装仕上げは、建物の使用頻度や利用状況により老朽化が大きく異なるものの、日常的に確認が可能であるため、発見された劣化及び破損状況に基づき随時対処していきます。

(2) 電気設備

ア 受変電設備（共通）

受変電設備は、経年劣化による高圧機器の事故が発生した場合、停電復旧に時間を要するため、施設の運転に多大な支障をきたすだけでなく、機器の焼損等による深刻な被害につながることから、電気事業法では、日常点検を月1回、定期点検を年1回行うことが義務づけられています。点検を通じて不具合が明らかになるため、耐用年数や点検結果に基づき、速やかな対処により機能を維持します。

イ 非常用電源設備（ごみ焼却施設、川之江斎苑）

非常用電源設備は、劣化により非常時の電源設備等のバックアップ機能を損なう恐れがあることから、消防法では、外観、機能、作動点検を6か月に1回、総合点検を1年に1回実施することが義務づけられています。また、電気事業法により、受変電設備と同様の点検が義務づけられています。

このような点検により不具合が明らかになるため、耐用年数や点検結果に基づき、速やかな対処を行うことにより設備の機能を維持します。特に、防災機能上重要な役割を担っている庁舎等の施設では、非常に重要な設備であることから、不具合が発生する前に対策を講じます。

ウ 受入監視設備（ごみ焼却施設、し尿処理施設）

受入監視設備は、搬入されたごみやし尿、浄化槽汚泥をトラックスケールで計量し、数量などを自動的に記録・集計しますので、不具合が生じると搬入量が把握できなくなり、適切な処理に支障をきたします。また、ごみ焼却施設においては搬入量だけでなく搬入に伴う手数料の把握も出来なくなります。日常的に動作確認などを行っていますので、耐用年数を踏まえ、機能が完全に停止する前に措置を講じます。

エ 中央監視設備（共通）

中央監視設備は、劣化すると当該設備に留まらず、施設のシステム全体の機能不全に陥るため、あらゆる設備のコントロールに支障をきたす恐れがあります。定期点検や日常における操作確認により不具合を確認することが可能であるため、耐用年数を踏まえ、機能が完全に停止する前に措置を講じます。

オ 機器制御設備（ごみ焼却施設・リサイクル施設、し尿処理施設）

機器制御設備が故障すると、設備の操作や稼動状況の把握が困難になり、正常な運転が保持できない恐れがあるため、随時動作確認を行うとともに、耐用年数を踏まえ、計画的な保全を実施し、設備の機能を維持します。

カ 計装機器設備（ごみ焼却施設・リサイクル施設、し尿処理施設）

計装機器設備の故障は、ごみ焼却施設・リサイクル施設においてごみの焼却温度、薬品、冷却水燃焼用空気の把握・調整ができなくなります。また、し尿処理施設については処理水の流量や水質の把握ができなくなり、処理に必要な薬品の投入量調整などに支障をきたします。安定した適正な処理ができるよう日常点検に加え、耐用年数などを踏まえて機能が完全に停止する前に措置を講じます。

キ 防災設備（共通）

防災設備は、劣化すると火災時に警報が鳴らないなど、機能が動作しない場合には、人命に係る事故につながることから、消防法では、機器の点検を6か月に1回、総合点検を1年に1回行うことが義務づけられています。点検により発見された不具合は、速やかに対処し、設備の機能を維持します。

（3）機械設備

ア 空気調和設備（共通）

空気調和設備は、故障等により停止すると、市の業務の執行にも支障が生じるため重要な設備です。

当該設備は、施設の規模や用途によりさまざまなものがありますが、大規模施設では、冷暖房の熱源機器（冷温水発生機等）、空気調和設備機器、送風機、ポンプ類等の機器の組み合わせを基本として整備されています。また、近年では、マルチ型のヒートポンプを用いる施設が増加しています。

イ 破砕切断設備（リサイクル施設）

破砕機は、粗大ゴミを処理するうえで重要な設備であり、故障等により使用不能となった場合は施設の稼働停止は不可避です。耐用年数や点検結果などを踏まえ、計画的な保全を実施し、安定的で効率的な処理が行えるよう設備の機能を維持します。

ウ 圧縮機設備（リサイクル施設）

圧縮機は、資源ごみを処理するうえで重要な設備であり、故障等により使用不能となった場合は施設の稼働停止は不可避です。耐用年数や点検結果などをふまえ、計画的な保全を実施し、安定的で効率的な処理が行えるよう設備の機能を維持します。

エ 搬送設備（ごみ焼却施設・リサイクル施設）

搬送設備は、種々のコンベヤを使用して焼却灰や資源ごみ等を搬送しており、各ラインに1台しかいないため、故障等により使用不能となった場合は施設の稼働停止は不可避です。

耐用年数や点検結果などを踏まえ、計画的な保全を実施し、安定的で効率的な処理が行えるよう設備の機能を維持します。

オ 給排水設備（ごみ焼却施設・リサイクル施設）

給排水設備は、焼却時には重要な役割をはたす設備であり、故障等により停止すると焼却不能になり燃やすごみの受入れができない状況となります。耐用年数や点検結果などを踏まえ、計画的な保全を実施し、設備の機能を維持します。

カ 給排水衛生設備（火葬場）

給排水衛生設備は、劣化して漏水等が発生すると、施設の機能に支障を及ぼす恐れがあり、水質に影響が生じる場合、施設利用者の健康を損なう恐れがあるほか、漏水により水資源が無駄になるばかりでなく、室内環境へ悪影響を及ぼす恐れがあります。また、ポンプ類が劣化すると、断水につながる危険性があります。

そのようなことから、建築物の衛生的環境の確保に関する法律では、貯水槽の清掃を1年に1回、排水に関する設備の清掃を6か月に1回行うことが義務づけられており、日常の点検の機会や法定点検等により不具合を確認のうえ、速やかに対処し、設備の機能を維持します。

キ 換気・排煙設備（ごみ焼却施設・リサイクル施設、火葬場）

機械換気設備が劣化すると、換気能力不足による室内環境に悪影響を及ぼす恐れがあります。また、建築基準法や消防法に定める機械式の排煙設備が劣化すると、火災発生時に機器が動作しない場合には、人命に係る事故につながることから、機器の法定点検が義務づけられています。日常の点検や法定点検により発見された不具合や故障は、速やかに対処し、設備の機能を維持します。

ク 消火設備（共通）

消火設備が劣化すると、火災発生時にポンプやスプリンクラーが使用できないなど、重大な事故となり市に損害が生じる恐れがあります。最悪は人命に係る事故につながることから、消防法では、6か月に1回の法定点検が義務づけられています。点検により発見された不具合の状況に応じて速やかに対処し、設備の機能を維持します。

ケ 昇降機設備（ごみ焼却施設・リサイクル施設）

昇降機設備（エレベーター）は、劣化により誤作動・閉じ込め等による事故が発生する恐れがあるため、建築基準法では1年に1回の法定点検が義務づけられています。更に、概ね1月に1回の専門技術者による保守点検を行い、点検により発見された不具合の状況に応じて速やかに対処し、設備の機能を維持します。

コ 受入貯留設備（し尿処理施設）

受入貯留設備が故障すると、し尿等の受入れや貯留ができないだけでなく、砂及び夾雑物を安全かつ衛生的に除去できなくなるため、定期点検の中で不具合があれば速やかに対処し、設備の機能を維持します。

サ 水処理設備（し尿処理施設）

水処理設備は、し尿処理施設の基幹的な設備であることから、故障等により使用不能となった場合は施設の稼働停止は不可避であり、ひいては周辺公共水域の水質悪化を招く恐れがあります。耐用年数や点検結果などを踏まえ、計画的な保全を実施し、安定的で効率的な処理が行えるよう設備の機能を維持します。

シ 汚泥処理設備（し尿処理施設）

汚泥処理設備は、故障等により停止すると、汚泥の脱水や乾燥、焼却などが行えないため、適切なし尿処理に支障をきたします。耐用年数や点検結果などを踏まえ、計画的な保全を実施し、設備の機能を維持します。

ス 脱臭設備（し尿処理施設）

脱臭設備が故障すると、処理設備から発生する臭気物質を除去できず、周辺の生活環境の保全に影響を及ぼすだけでなく、施設内の作業環境を良好に保てないなど十分な臭気対策が行えません。定期点検や日常における動作確認により不具合を確認することが可能であるため、耐用年数を踏まえ、計画的な保全を実施し、設備の機能を維持します。

セ 取排水設備（し尿処理施設）

取排水設備は、劣化して漏水等が発生すると、水処理に支障を及ぼす恐れがあるほか、漏水により水資源が無駄になるばかりでなく、施設内環境へ悪影響を及ぼす恐れがあります。また、ポンプ類が劣化すると、断水につながる危険性があります。日常点検や動作確認により不具合が判明した場合は速やかに対処し、設備の機能を維持します。

ソ 水槽（し尿処理施設）

水槽内は、腐食環境の程度に応じて防食塗装により健全な状態が保てるように施工されています。しかし、槽内で生成される硫化水素に起因する硫酸腐食は避けられないことから、防食塗膜の劣化度や水槽を形成するコンクリートの腐食状況を適宜検査し、健全な状態が保持できるよう計画的に改修を実施していきます。

第6章 編成方針

1 ごみ焼却施設・リサイクル施設の基本方針

クリーンセンターは、ごみ焼却場（一日あたりの処理能力 150t（焼却炉（50t）× 3 基（うち常時 2 基稼動））とリサイクルプラザ（一日あたりの処理能力 32t（燃やさないごみ 11.7t、資源ごみ 11.5t、粗大ごみ 8.8t））の 2 施設に分けて稼動し、家庭系ごみ等の処理を行っています。

平成 28 年度（2016 年度）の年間ごみ搬入量は 32,591t で、今後、人口減少等によって、ごみ搬入量は徐々に減少すると考えられますが、ごみ焼却場については、下表のとおり 2060 年度においても燃やすごみの搬入量は約 70t/日程度と推測されることから、焼却炉 1 基での処理は困難であり、現状の処理能力が必要であると考えます。また、リサイクルプラザにおいても、各種ごみの処理ラインが 1 つしかないため、ごみ焼却場と同様に現状の処理能力を維持する必要があると考えます。

当面の間は施設の長寿命化を行い、その後人口動態や社会情勢、経済情勢を勘案しながら施設規模の縮小及び建替えを検討します。

【ごみ搬入量推移】

年度	ごみ搬入量 t/年	1日当たりの搬入量			
		ごみ焼却場	リサイクルプラザ		
		燃やすごみ t/日	燃やさないごみ t/日	資源ごみ t/日	粗大ごみ t/日
2010	31,609	89.5	3.5	3.5	4.5
2011	32,185	91.2	3.5	3.4	4.7
2012	32,546	92.0	3.6	3.4	5.0
2013	32,767	92.9	3.7	3.2	4.9
2014	32,746	93.0	3.7	3.0	5.0
2015	32,835	93.0	3.6	2.9	5.5
2016	32,591	92.5	3.4	2.7	5.5
2025	30,598	87.0	2.9	2.9	4.9
2030	29,599	84.2	2.8	2.8	4.7
2035	28,652	81.5	2.7	2.7	4.6
2040	27,727	78.8	2.7	2.7	4.4
2045	26,797	76.2	2.6	2.6	4.3
2050	25,914	73.7	2.5	2.5	4.1
2055	25,095	71.4	2.4	2.4	4.0
2060	24,347	69.2	2.3	2.3	3.9

実績値

予測値

2 火葬場の基本方針

現在、川之江斎苑、伊予三島斎場、土居斎苑の3施設で10基の火葬炉を稼働し、火葬業務を行っています。本市の人口は減少傾向にありますが、超高齢社会により火葬件数は増加傾向にあります。なお、2050年頃までは1,000～1,200件の間で推移（ピークは2020年前後）、その後は1,000件を割り込み、緩やかに減少していく見込みです。このようなことから、火葬件数が1,000件以上と推移する少なくとも今後30年間は、現状の3施設火葬炉10基は必要であると考えます。

当面の間は3施設とも長寿命化を行い、その後人口動態や社会情勢、経済情勢を勘案しながら、炉数の減少及び火葬場の廃止を検討します。

【火葬件数推移】

年	火葬件数（件/年間）				
	川之江	三島	土居	合計	
平成23年(2011年)	455	384	205	1,044	実績値
平成24年(2012年)	459	411	177	1,047	
平成25年(2013年)	430	402	187	1,019	
平成26年(2014年)	472	449	219	1,140	
平成27年(2015年)	471	434	205	1,110	
平成28年(2016年)	501	457	219	1,177	
2020年	504	468	228	1,200	予測値
2025年	494	459	223	1,176	
2030年	483	449	219	1,151	
2035年	478	444	216	1,138	
2040年	466	433	211	1,110	
2045年	431	400	195	1,026	
2050年	413	383	187	983	
2055年	375	375	183	933	
2060年	360	360	175	895	

※「国勢調査人口」を用い、「コーホート変化率法」で推計したものです。

※予測については、死亡者数を火葬件数とみなします。

3 し尿処理施設の基本方針

平成 26 年度（2014 年度）から伊予三島清掃センターを休止し、現在はアイ・クリーン（処理能力 35k1/日）とエコトピアひうち（処理能力 33k1/日）2 施設を稼働し処理を行っています。

今後の公共下水道の普及や人口減少により、し尿・浄化槽汚泥の受入量は将来的に減少が予想される中、国土交通省はし尿・浄化槽汚泥を下水処理場で受け入れることで、施設更新や維持管理に係るコスト低減の促進を総合的に支援する「下水道広域化推進総合事業」を平成 30 年度に創設しています。

アイ・クリーンについて当事業の導入を検討した結果、近隣の川之江浄化センターでし尿・浄化槽汚泥を下水と共同処理する方が施設更新よりも効率的で経済的であると考え「四国中央市公共下水道共同化計画」に基づき施設の複合化を進めることとします。

3 計画期間の再編結果

供給処理施設の現状や課題を踏まえ、総合評価を行った再編の結果は以下のとおりです。なお、再編は、個別計画の推進期間である 40 年間を短期、中期、長期と分類し、施設の機能及び建物に関する方針を定めています。

（１）ごみ焼却施設・リサイクル施設

NO	施設名	方針						備考
		機能			建物			
		短期	中期	長期	短期	中期	長期	
①	クリーンセンター (リサイクルプラザ)	継続	⇒	⇒	維持	⇒	⇒	
②	クリーンセンター (ごみ焼却場)	継続	⇒	⇒	維持	⇒	⇒	

※実施期間 短期（2018 年度～2026 年度） 中期（2027 年度～2041 年度） 長期（2042 年度～2056 年度）

(2) 火葬場

NO	施設名	方針						備考
		機能			建物			
		短期	中期	長期	短期	中期	長期	
①	川之江斎苑	継続	⇒	⇒	維持	⇒	⇒	※2050 年以降において、1 日当たりの最大火葬件数や地域性、利便性等を勘案しながら、炉数の減少及び火葬場の統合等を検討します。
②	伊予三島斎場	継続	⇒	⇒	維持	⇒	⇒	
③	土居斎苑	継続	⇒	⇒	維持	⇒	⇒	

※実施期間 短期（2018 年度～2026 年度） 中期（2027 年度～2041 年度） 長期（2042 年度～2056 年度）

(3) し尿処理施設

NO	施設名	方針						備考
		機能			建物			
		短期	中期	長期	短期	中期	長期	
①	アイ・クリーン	継続	集約化		維持	廃止		川之江浄化センターへ処理機能を移行する。
②	エコトピアひうち	継続	⇒	⇒	維持	⇒	⇒	
③	伊予三島清掃センター (休止中)	廃止	—	—	維持	廃止	—	

※実施期間 短期（2018 年度～2026 年度） 中期（2027 年度～2041 年度） 長期（2042 年度～2056 年度）

第7章 施設の改修周期

1 改修周期

目標耐用年数を60年以上とした施設は、原則的に構造耐久性調査を竣工後概ね40年に実施し、躯体が60年以上の使用に耐えうる施設と判断された施設のみ長寿命化を見据えた改修を行っていく必要があります。また、建物の各部位は計画的に改修を行っていく必要があります。

そのような観点から、本市の供給処理施設における改修周期を検討した結果、以下のとおりとなりました。ただし、40年目の改修時期には、建築コンサルタントを活用するなど、再度施設の状況を精査し、躯体等に問題が生じている場合は、施設そのものの方向性を見直すなど、柔軟な対応を行うこととします。

なお、伊予三島清掃センターは現在休止中のため、またアイ・クリーン川之江浄化センターへ機能移行を予定しているため、改修周期の設定は対象外とします。

【ごみ焼却施設・リサイクル施設の改修周期】

工種・対象部位		施設名	クリーンセンター (リサイクルプラザ)	クリーンセンター (ごみ焼却場)
		改修周期	改修年度	改修年度
建築	屋根	20年	2026・2046	2029・2049
	外部仕上げ	20年	2025・2045	2028・2048
	外部建具	40年	(劣化状況等により改修)	(劣化状況等により改修)
	内装仕上げ	40年	(劣化状況等により改修)	(劣化状況等により改修)
電気	受変電設備	15年	2018・2033	2022・2037
	非常用電源設備	30年	—	2026・2056
	受入監視設備	20年	2036	—
	機器制御設備	15年	2028・2043	2022～2024・2037～2039
	計装機器設備	15年	(日常の不具合等により改修)	(日常の不具合等により改修)
	防災設備	20年	(日常の不具合等により改修)	(日常の不具合等により改修)
	中央監視設備	20年	(日常の不具合等により改修)	(日常の不具合等により改修)
機械	破碎切断設備	20年	(日常の不具合等により改修)	—
	圧縮機設備	30年	(日常の不具合等により改修)	—
	搬送設備	20年	(日常の不具合等により改修)	(日常の不具合等により改修)
	給排水設備	20年	(日常の不具合等により改修)	(日常の不具合等により改修)
	換気・排煙設備	30年	(劣化状況等により改修)	(劣化状況等により改修)
	消火設備	25年	(日常の不具合等により改修)	(日常の不具合等により改修)
	空調設備	20年	(日常の不具合等により改修)	(日常の不具合等により改修)
	昇降機設備	25年	(日常の不具合等により改修)	(日常の不具合等により改修)

【火葬場の改修周期】

工種・対象部位		施設名	川之江斎苑	伊予三島斎場	土居斎苑
		改修周期	改修年度	改修年度	改修年度
建築	屋根	20年	2018・2038	2021・2041	2017・2037
	外部仕上げ	20年	2018・2038	2021・2041	2017・2037
	外部建具	40年	(日常の不具合等により改修)	(日常の不具合等により改修)	(日常の不具合等により改修)
	内装仕上げ	40年	(劣化状況等により改修)	(劣化状況等により改修)	(劣化状況等により改修)
電気	受変電設備	25年	2018・2043	(2016一部改修)・2041	2030・2055
	非常用電源設備	30年	2018	火葬炉入替時検討	—
	防災設備	20年	2020・2040	2021・2041	2025・2045
機械	空気調和設備	15～20年	(2014改修済)・2034	(2014改修済)・2034	(2014一部改修)・2025
	給排水衛生設備	30年	(日常の不具合等により改修)	(日常の不具合等により改修)	(日常の不具合等により改修)
	換気・排煙設備	25年	(日常の不具合等により改修)	(日常の不具合等により改修)	(日常の不具合等により改修)
	消火機器設備	20年	(劣化状況により改修)	(劣化状況により改修)	(劣化状況により改修)

※ 3施設の炉設備（火葬炉、燃焼機器、排風機器等）については火葬の安全性の確保及び設備機器の更新や切り替えなど、日常点検や定期点検を実施して発見された不具合や損傷は耐用年数を考慮した上で、定期的な保全改修及び機器の入れ替えを実施し、炉設備の機能を維持していきます。

【し尿処理施設の改修周期】

工種・対象部位		施設名	アイ・クリーン	エコトピアひうち	伊予三島清掃センター
		改修周期	改修年度	改修年度	改修年度
建築	屋根	20年	—	2033・2053	—
	外部仕上げ	20年	—	2033・2053	—
	外部建具	40年	—	(日常の不具合等により改修)	—
	内装仕上げ	40年	—	(劣化状況等により改修)	—
	水槽	30年	—	2030・2060	—
電気	高圧受電設備	15年	—	2018・2033	—
	受入監視設備	15年	—	2017・2032	—
	中央監視設備	15年	—	(2014改修済)・2029	—
	機器制御設備	15年	—	2019・2034	—
	計装機器設備	15年	—	2017・2032	—
	防災設備	15年	—	(日常の不具合等により改修)	—
機械	受入貯留設備	5～10年	—	2022～2029	—
	水処理設備	3～15年	—	2017～2027	—
	汚泥処理設備	3～15年	—	2017～2026	—
	脱臭設備	10～15年	—	2017～2027	—
	取排水設備	10～15年	—	2028・2041	—
	空気調和設備	15～20年	—	(日常の不具合等により改修)	—

2 概算事業費

施設の大規模改修（長寿命化改修）等に係る概算事業費は、次のとおりです。

（単位：億円）

改修年度 施設名	2017	2021	2026	2031	2036	2041	2046
クリーンセンター （リサイクルプラザ）			2.0 → (2026～2028 年度)				
クリーンセンター （ごみ焼却場）		7.8 → (2022～2024 年度)		9.4 → (2033～2035 年度)		2.3 → (2042 年度)	
川之江斎苑	1.6 → (2017・2018 年度)		1.8 → (2026～2028 年度)				
伊予三島斎場	2.3 → (2019～2021 年度)						
土居斎苑	0.3 → (2017 年度)						
エコトピアひうち				4.5 → (2030～2035 年度)			

(1) ごみ焼却施設・リサイクル施設

施設名	改修年度	設計・工事	金額（千円）
ク リ ー ン セ ン ター (リサイクル プラザ)	2026～2028	再生利用施設延命化工事（受入れホッ パ更新等）	192, 592
ク リ ー ン セ ン ター (ごみ焼却場)	2022～2024	長寿命化計画策定、焼却施設延命化工事 (高周波フィルタ盤更新等)	771, 200
	2033～2035	焼却施設延命化工事（ダスト搬送コンベ ヤ更新等）	935, 700
	2042	焼却施設延命化工事（バグフィルターケ ーシング補修等）	229, 700

(2) 火葬場

施設名	改修年度	設計・工事	金額（千円）
川之江斎苑	2017・2018	屋根等改修工事設計、工事	159, 030
	2026～2028	火葬炉更新工事設計、工事	173, 000
伊予三島斎場	2019～2021	屋根等改修・火葬炉更新工事設計、工事	222, 000
土居斎苑	2017	屋根等改修工事	27, 696

(3) し尿処理施設

施設名	改修年度	計画策定・設計・工事	金額（千円）
エコトピアひ うち	2030～2035	各種水槽補修・防食工事設計、工事	450, 000